

1 数値目標について

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

①令和 4 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

令和 8 年度末の目標値	4 人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和 4 年度末時点の施設入所者（53人）の 6 %以上である 4 人が地域生活へ移行すると設定。 <u>※令和 6 ～ 8 年度の間で施設入所から地域生活に移行した人の数を 4 人とする。</u>
国指針	令和 8 年度時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することとすることを基本とする。

②令和 4 年度末時点と比較した施設入所者の減少数

令和 8 年度末の目標値	3 人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和 4 年度末時点の施設入所者（53人）から 5 %以上である 3 人が減少すると設定。 <u>※令和 8 年度末に施設入所者数を 50人とする。</u>
国指針	令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

令和 8 年度末の目標値	協議の場の開催 1 回/年
--------------	---------------

目標値設定に当たっての考え方	1 年に 1 回保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催する。 <u>※協議の場については、芦屋健康福祉事務所と協議して決定する。</u>
国指針	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の 1 年間の開催回数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和 8 年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催（1 回/年） ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築
--------------	---

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、地域生活支援拠点充実のため、運用状況の検証及び検討する会議の開催回数として設定。
国指針	令和 8 年度末までに、各市町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②強度行動障がい有する障がいのある人の支援体制の充実

令和 8 年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・状況及び支援ニーズの把握 ・地域の関係機関が連携した支援体制を整備
--------------	---

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、強度行動障害を有する障がいのある人の状況及び支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。
国指針	令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数

令和 8 年度末の目標値	30人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績（20人）の1.28倍以上は26人となりますが、就労移行支援事業・就労継続支援事業からの移行者数を合計28人と見込んでいることより、30人と設定。
国指針	就労移行支援事業等（※）の利用を経て、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の数を令和 3 年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

②就労移行支援事業における移行者数

令和 8 年度末の目標値	19人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績（14人）の1.31倍以上である19人を設定。※令和 4 年度実績：13人
国指針	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

③就労継続支援A型及びB型事業における移行者数

令和 8 年度末の目標値	就労継続支援A型：7人 就労継続支援B型：2人
--------------	----------------------------

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、就労継続支援 A 型は令和 3 年度の一般就労への移行実績（5人）の1.29倍以上である7人を、就労継続支援B型は令和 3 年度の一般就労への移行実績が0人であるため、令和 4 年度実績である1人の1.28倍以上である2人を設定。※令和 4 年度A型実績：2人、B型実績1人
国指針	就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

④就労定着支援事業の利用者数

令和 8 年度末の目標値	16人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和 3 年度の利用者数（11人）の1.41倍以上である16人を設定。※令和 4 年度実績：12人
国指針	就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

(5) 発達障がいのある人等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

令和8年度末の目標値	受講者：8人 支援者：2人
------------	------------------

目標値設定に当たった考え方	芦屋市では、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムについては、家庭療育支援講座（定員8名）を位置づけており、令和4年度は受講者7人、支援者1人の実績となっていますので、目標値として受講者8人、支援者2人と設定。
国指針	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。

②ピアサポートの活動への参加人数

令和8年度末の目標値	10人
------------	-----

目標値設定に当たった考え方	ピアサポートの活動の具体例として、発達障がいなど同じ悩みを持つ本人同士や発達障がいのある児童を持つ保護者同士等の集まる場の提供などが示されているが、どのような活動ができるかも含め、今後研究していくこととするが、目標値としては、①同様年間10人を見込む。
国指針	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの整備

令和8年度末の目標値	1か所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、1か所設置済み。
国指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

②障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

令和8年度末の目標値	構築
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	具体的な体制については示されていませんが、現在も相談支援事業所・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・保育所等訪問支援等が連携して障がいのある児童を支援していますので、継続して支援していく。
国指針	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（設置箇所数）

令和8年度末の目標値	1か所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、1か所設置済み。
国指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

④主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）

令和8年度末の目標値	1か所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	県独自指標を踏まえ、1か所設置。
県独自指標	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

⑤ 医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保（設置箇所数）

令和 8 年度末の目標値	2 箇所
--------------	------

目標値設定に当たっての考え方	現在、医療的ケア児者を支援する事業所は市内に 2 箇所ありますので、引き続き確保します。
県独自指標	令和 8 年度末までに、医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所確保することを基本とする。

⑥ 医療的ケア児支援の協議の場(保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場)の設置

令和 8 年度末の目標値	設置（継続）
--------------	--------

目標値設定に当たっての考え方	現在、「芦屋市医療的ケア児支援協議会」を設置している。
国指針	令和 8 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和 8 年度末の目標値	1 人
--------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。※令和 5 年度より 1 人配置
国指針	令和 8 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

令和8年度末の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援体制強化に関する研修・会議：30回/年 ・主任相談支援専門員の配置数：3人
目標値設定に当たっての考え方	<p>国指針を踏まえ、令和4年度実績をもとに設定する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談員を対象とした相談支援連絡会、一般相談ミーティング、相談員の人材育成に関する研修会（事例検討会、意思決定支援研修など）、発達障がい者支援センタークローバーとの支援調整会議、民生児童委員対象の研修など 30回 ・主任相談支援専門員の配置数：2人
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

令和8年度末の目標値	<p>個別事例検討会を実施</p> <p>※詳細は今後検討</p>
目標値設定に当たっての考え方	<p>国指針を踏まえ、個別事例検討会を実施。</p> <p>※詳細が示されていないため、示された段階で実施方法を検討</p>
国指針	<p>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。</p>

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末の目標値	<p>参加する</p> <p>※参加者数の見込みは設定しないが、県が実施する各種研修に参加していく</p>
------------	---

目標値設定に当たっての考え方	<p>国指針を踏まえ設定。</p> <p>※例年、障害福祉サービス事業者に対する監査事務に係る市町研修会、兵庫県相談支援従事者初任者研修等講義の視聴などに参加</p>
国指針	<p>都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p>

②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制

令和8年度末の目標値	<p>共有する</p> <p>※回数の見込みは設定しないが、適宜事業所等と共有していく</p>
------------	---

目標値設定に当たっての考え方	<p>国指針を踏まえ設定。</p> <p>※審査結果については、エラーがあった場合は適切に事業所等と共有している</p>
国指針	<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有すること及びその実施回数を見込みを設定する。</p>

③指導監査結果の関係市町村との共有

令和8年度末の目標値	<p>共有する</p> <p>※回数を見込みは設定しないが、適宜県・関係自治体と共有していく</p>
------------	--

目標値設定に当たっての考え方	<p>国指針を踏まえ設定。</p> <p>※県が実施している実地指導に同行し、結果については必要に応じて県・関係自治体と共有している</p>
国指針	<p>都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有すること及びその共有回数を見込みを設定する。</p>

2 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量

(1) 訪問系サービス

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
訪問系サービス	実利用者数(人/月)	150	152	155	154	173	155	180	157
	総利用時間数(時間/月)	4,639	4,215	5,480	4,270	5,320	4,298	5,802	4,454
居宅介護	実利用者数(人/月)	122	122	127	123	140	124	146	125
	総利用時間数(時間/月)	2,173	1,890	2,129	1,920	2,316	1,930	2,525	1,954
重度訪問介護	実利用者数(人/月)	8	8	8	8	8	8	8	9
	総利用時間数(時間/月)	2,033	1,855	2,775	1,860	2,370	1,870	2,667	1,980
同行援護	実利用者数(人/月)	20	21	20	22	24	22	25	22
	総利用時間数(時間/月)	433	450	576	470	632	478	599	500
行動援護	実利用者数(人/月)	0	1	0	1	1	1	1	1
	総利用時間数(時間/月)	0	20	0	20	2	20	11	20
重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	総利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方	<p>・第6期計画の見込量を大きく上回っており、令和5年度も依然として高い状況で推移しているため、令和4年度の実績値を踏まえ増加する傾向で見込む。</p> <p>【居宅介護】 令和8年度に実利用者数156人/月まで増加すると見込み、利用時間数は平均利用時間数を乗じた2,600時間/月と見込む</p> <p>【重度訪問介護】 令和8年度に実利用者数10人/月まで増加すると見込み、利用時間数は平均利用時間数を乗じた2,970時間/月と見込む</p> <p>【同行援護】 令和8年度に実利用者数27人/月まで増加すると見込み、利用時間数は平均利用時間数を乗じた675時間/月と見込む</p>
アンケート等で出された意見	<p>・ある程度家族が介護しているケースが多いと思うが、親も歳を重ねていくため今後不安。</p> <p>・ヘルパーの確保が難しく、かなり前から予約しておかなければ利用できない。</p>
見込量を確保する上での方策	<p>・訪問系サービスの利用が伸びており、今後も利用の増加が見込まれるため、引き続き障がいのある人が安心してサービスが利用できるよう基盤整備に努めます。</p> <p>・身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し対応できる従事者(ヘルパー)の養成・確保も重要であることから、県と連携し研修会の情報発信など人材育成の取組を進め、サービスの質の向上に努めます。</p>

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	入浴、排せつ、食事等の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。	人/月	152	154	156
		時間/月	2,533	2,567	2,600
重度訪問介護	重度の肢体障がい等により、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	人/月	9	9	10
		時間/月	2,570	2,770	2,970
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。	人/月	25	26	27
		時間/月	625	650	675
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行います。	人/月	1	1	1
		時間/月	20	20	20
重度障害者等 包括支援	介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
日中活動系サービス									
短期入所	実利用者数(人/月)	32	36	37	42	36	44	43	46
	延利用者数(人日/月)	207	225	229	294	237	308	315	322
生活介護	実利用者数(人/月)	151	154	149	155	148	156	148	157
	延利用者数(人日/月)	3,048	3,150	2,986	3,169	2,897	3,190	3,039	3,210
療養介護	実利用者数(人/月)	8	8	9	8	11	8	11	9
訓練・就労系サービス									
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人/月)	2	1	3	1	2	2	1	2
	延利用者数(人日/月)	33	25	46	25	23	25	5	25
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	13	15	16	16	16	16	15	17
	延利用者数(人日/月)	225	250	263	266	274	275	262	283
自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	1	2	1	0	2	0	2
就労移行支援	実利用者数(人/月)	22	21	29	22	29	23	28	24
	延利用者数(人日/月)	345	368	462	385	495	402	484	420
就労継続支援A型	実利用者数(人/月)	51	52	55	53	53	54	56	56
	延利用者数(人日/月)	960	1,017	1,030	1,036	1,000	1,055	1,107	1,095
就労継続支援B型	実利用者数(人/月)	106	105	118	107	130	109	142	112
	延利用者数(人日/月)	1,799	1,834	2,020	1,868	2,137	1,903	2,537	1,956
就労定着支援	実利用者数(人/月)	8	6	11	10	12	14	14	18

○第7期計画の見込量

<p>見込む上での考え方</p>	<p>近年の実績値及び令和5年度の利用状況を踏まえ見込む。</p> <p>【短期入所】 新型コロナウイルス感染症により近年利用控えがあり実績値が低い状況であったが、令和5年度の利用状況は回復傾向にあるため、令和8年度に実利用者数48人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた364日/月と見込む。</p> <p>【生活介護】 令和8年度に実利用者数154人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた3,157日/月と見込む。</p> <p>【療養介護】 令和8年度に実利用者数12人/月まで増加すると見込む。</p> <p>【自立訓練（機能訓練）】 年によって利用人数にバラツキあるため、毎年2人/月利用、20日/月と見込む。</p> <p>【自立訓練（生活訓練）】 令和8年度に実利用者数18人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた315日/月と見込む。</p> <p>【自立生活援助】 近隣でサービスを提供している事業所が少なく利用実績も低調であるため、令和5年度の計画値に合わせた2人/月と見込む。</p> <p>【就労移行支援】 令和8年度に実利用者数35人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた613日/月と見込む。</p> <p>【就労継続支援A型】 令和8年度に実利用者数62人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた1,209日/月と見込む。</p> <p>【就労継続支援B型】 令和8年度に実利用者数157人/月まで増加すると見込み、利用日数は月平均利用日数を乗じた2,748日/月と見込む。</p> <p>【就労定着支援】 令和8年度に実利用者数19人/月まで増加すると見込む。※数値目標と同人数</p> <p>【就労選択支援】 具体的なサービス内容が示されていないため調整中</p>
<p>アンケート等で出された意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内の通所先が少ない。 ・送迎がない事業所は親にとって負担が大きいため選択しづらい。 ※送迎に対する支援が欲しい ・送迎付の事業所（特に生活介護）が少ない（送迎の為に親が仕事を継続できない） ・市内で重度の方が通所できる事業所が少ない。 ・就労意欲が高まっているのか、就労移行支援、就労継続支援B型の利用が増えている。

見込量を確保する 上での方策	<p>○「短期入所」「生活介護」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度実績までは計画値を下回る利用状況でしたが、令和5年度の利用状況は回復していますので、今後利用ニーズも増加していくと見込まれます。現在近隣市の事業所も含め利用している状況にありますので、引き続きサービス提供事業所との連携や情報提供等必要な基盤の確保を図ります。</p> <p>○「自立訓練」については、生活訓練が増加傾向となっています。生活訓練については、今後も新たな利用者があることも想定されるため、利用ニーズの把握に努め、近隣市のサービス提供事業所も含め連携し、必要量の確保を図ります。</p> <p>○就労系サービスについては、就労に関するニーズはここ数年大きく高まっており、引き続き増加が見込まれることから、必要な基盤の確保を図りつつ、阪神南障害者就業・生活支援センターや相談支援専門員と連携を図り、本人の適正や希望に沿った仕事ができるよう、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>○「療養介護」「自立生活援助」については、利用ニーズを把握しつつ、関係機関及びサービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。</p>
-------------------	---

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	人/月	43	46	48
		人日/月	326	349	364
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	人/月	150	152	154
		人日/月	3,075	3,116	3,157
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	人/月	11	11	12
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。	人/月	2	2	2
		人日/月	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。	人/月	16	17	18
		人日/月	280	298	315
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がいのある人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	人/月	1	1	2

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。	人/月	29	32	35
		人日/月	508	560	613
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	人/月	58	60	62
		人日/月	1,131	1,170	1,209
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。	人/月	147	152	157
		人日/月	2,573	2,660	2,748
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向け、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	人/月	16	18	19
就労選択支援	障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	サービスの詳細が示されていないため調整中			

(3) 居住系サービス

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
居住系サービス									
共同生活援助	実利用者数(人/月)	60	56	60	58	64	59	68	61
施設入所支援	実利用者数(人/月)	62	62	58	61	54	61	53	60

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方	<p>【共同生活援助】 令和8年度に実利用者数80人/月まで増加すると見込む。</p> <p>【施設入所支援】 数値目標として、令和8年度末に50人/月と設定しているため、数値目標の数値まで減少すると見込む。</p>
アンケート等で出された意見	<ul style="list-style-type: none"> ・親が高齢になった際にはグループホームを利用させたいと考えている。 ・グループホームの数が少ないため重点的に整備するよう取り組んで欲しい。 ・グループホームを市内に誘致するなど、もっと充実させて欲しい。 ・市内にある空き家をグループホームに活用できないか。 ・特に重度な方のグループホームが少ない。 ・親亡き後の生活にグループホームが必要。
見込量を確保する上での方策	<p>○「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数が増加している状況となっています。今後も障がい者支援施設からの退所や精神科病院からの退院による地域生活への移行、家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で暮らすことができるよう、近隣市のサービス提供事業所との連携、新規グループホームの開設を促進するための補助金制度等の案内などを講じ、利用ニーズに応じた必要量を確保します。</p> <p>○「施設入所支援」については、数値目標に掲げられている数値に合わせていますが、一定数の利用ニーズはありますので、引き続きセーフティネットとしての施設は必要であると考えます。</p>

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。	人/月	72	76	80
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。	人/月	52	51	50

(4) 相談支援

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
相談支援サービス									
計画相談支援	実利用者数(人/月)	143	142	154	144	160	146	170	148
地域移行支援	実利用者数(人/年)	3	3	4	3	2	3	3	4
地域定着支援	実利用者数(人/年)	1	1	0	1	1	1	1	2

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方	<p>【計画相談支援】 近年の実績値及び令和5年度の利用状況を踏まえ、令和8年度に実利用者数185人/月まで増加すると見込む。</p> <p>【地域移行支援・地域定着支援】 現在の支援実績を踏まえ見込む。</p>
アンケート等で出された意見	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用者が増えているにもかかわらず、相談員は増えていない。 ・サービスを利用したくても計画相談がいつばいですぐに利用できない場合がある。 ・相談員が定着するように支援して欲しい。 ・専門的な相談支援ができるための工夫が必要。
見込量を確保する上での方策	<p>○「計画相談支援」については、引き続き障がい福祉サービスを利用する人の増加が見込まれることから、事業者の参入を促進し、提供体制の充実を図ります。また、相談支援従事者に対する研修の情報提供等相談支援専門員の育成に努めます。</p> <p>○「地域移行支援」「地域定着支援」については、芦屋市基幹相談支援センターを中心に、芦屋健康福祉事務所と連携を図るなど、引き続き必要な体制の確保を図ります。</p>

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。	人/月	175	180	185
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。	人/年	3	3	4
地域定着支援	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。	人/年	1	1	2

(5) 障がい児通所支援

○第2期計画の実績

障がい児支援サービス		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	72	76	73	81	87	86	90	90
児童発達支援	実利用者数(人/月)	61	64	72	66	85	68	87	69
	延利用者数(人日/月)	510	521	614	547	699	567	707	573
医療型児童発達支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	0	2
	延利用者数(人日/月)	0	0	0	0	0	2	0	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	0	2
	延利用者数(人日/月)	0	0	0	0	0	2	0	4
放課後等デイサービス	実利用者数(人/月)	126	127	140	131	172	133	174	136
	延利用者数(人日/月)	1,278	1,261	1,310	1,307	1,618	1,333	1,644	1,355
保育所等訪問支援	実利用者数(人/月)	29	33	37	41	46	45	47	49
	延利用者数(人日/月)	33	39	40	48	48	53	49	58

○第3期計画の見込量

見込む上での考え方	<p>近年の実績値及び令和5年度の利用状況を踏まえ見込む。 ※18歳未満の人口は減少しているが、近年利用実績は増加しているため、人口減少は加味しないものとする。</p> <p>【障害児相談支援】 児童発達支援・放課後等デイサービスの伸びを踏まえ、令和8年度に実利用者数96人/月まで増加すると見込む。</p> <p>【児童発達支援】 令和5年度の利用状況は、昨年度同時期比較で増加しているため、令和8年度に令和4年度実績の1割増となる95人/月まで増加、利用日数は月平均利用日数を考慮し734日/月と見込む。</p> <p>【医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援】 医療型児童発達支援は令和5年度に1人利用があるものの、居宅訪問型児童発達支援は近年利用実績がないため、令和8年度に1人/月の利用があると見込む。</p> <p>【放課後等デイサービス】 令和5年度の利用状況は、昨年度同時期比較で増加しているため、令和8年度に令和4年度実績の5%増となる95人/月、利用日数1,699日/月と見込む。</p> <p>【保育所等訪問支援】 令和5年度の利用状況は、昨年度同時期比較で増加しているため、令和8年度に令和4年度実績の1割増となる51人/月、利用日数53日/月と見込む。</p>
アンケート等で出された意見	<ul style="list-style-type: none"> ・年々放課後等デイサービスの利用者が増えていると聞いたが、需要と供給はマッチしているのか。 ・現在芦屋市では放課後等デイサービスを新規開設したいと考えていても、総量規制のため開設できないと聞いているが、実態として市外の放課後等デイサービスに通所させているのであれば、総量規制についてももう少し柔軟に対応して欲しいと思う。 ・放課後等デイサービスの利用が増えているが、定員がいっぱい、職員不足等で受け入れが難しい状況にある。 ・放課後等デイサービスで単なる預かりになっている事業所があると聞いたことがあるため、質の確保が必要。

見込量を確保する上での方策	<p>○「障害児相談支援」については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する障がいのある児童に適切な相談支援が提供できるように、相談支援事業所と連携し、必要な体制を確保します。</p> <p>○「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響が初年度には出たものの、その後は、利用者数、利用日数が増加していることから、今後も利用ニーズは増加していくと見込まれます。障がいのある児童の療育支援や生活支援において重要なサービスであることから、サービス提供事業所と連携し、必要な基盤の確保を図ります。なお、量的な確保が進んできたことから、今後は質的な向上の推進に努めます。</p> <p>○「保育所等訪問支援」は、保育所等訪問支援を実施することにより、障がいのある児童が安定して保育所等を利用することができるため、今後も利用ニーズは高まると見込んでいます。</p> <p>○「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」については、市内及び近隣市にサービスを提供することができる事業所が少なく、医療型児童発達支援は令和5年度に1人利用があるものの、居宅訪問型児童発達支援は近年利用実績はありませんが、引き続き利用ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。</p>
---------------	--

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	障がいのある児童が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	人/月	92	94	96
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	人/月	89	91	94
		人日/月	716	725	734
医療型児童発達支援		人/月	0	0	1
		人日/月	0	0	3
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。	人/月	0	0	1
		人日/月	0	0	1
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。	人/月	176	178	181
		人日/月	1,655	1,673	1,699
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。	人/月	48	49	51
		人日/月	51	52	53

3 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

○第6期計画の実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	地域の方に対して障がいのある人等に対する理解を促進するため、「広報あしや」における障がい特集記事の掲載、障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい団体等の紹介の実施、障がい福祉に関するイベント「まるっと説明会」の実施など研修・啓発事業を引き続き実施していく。
--------------------	--

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	地域の方に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、市町村主体で研修・啓発事業を実施します。		実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

○第6期計画の実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	障がい者団体の活動を支援するための助成、自立支援協議会を中心としたボランティアの育成、また、社会福祉協議会と連携しボランティア活動を支援するなど、引き続き障がいのある人、その家族、地域の方などが地域において自発的に行う活動を支援していく。
--------------------	---

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域の住民の方などが地域において自発的に行う活動を支援します。		実施	実施	実施

②相談支援事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
相談支援事業	障がい者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	障がい者基幹相談支援センターを中心に、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施していく。また、自立支援協議会を中心に、障がいのある人が地域で安心して暮らすための体制づくりや地域課題の解決に取り組んでいく。
--------------------	--

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	
基幹相談支援センター機能強化事業		箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業		未実施	未実施	未実施	

※住宅入居等支援事業は未実施としていますが、住宅入居に関する相談は日頃の相談支援の中で実施しています

④成年後見制度利用支援事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
成年後見制度利用支援事業	利用者数（件/年）	4	3	7	4	14	4	7	5

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	<p>親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人や、制度を利用する際にかかる費用の補助を受けなければ利用困難な人は一定数いますので、引き続き事業は実施していきませんが、令和5年度より報酬助成の要綱が一部見直しになったことを受け、利用者数は近年の実績よりも減少すると見込む。</p> <p>事業については、権利擁護支援センター等との連携により、必要な人が適切に利用することができるよう周知・啓発に努め利用の促進を図る。</p>
--------------------	--

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	件/年	6	6	7

⑤意思疎通支援事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数 (件/年)	150	220	129	230	144	240	144	250
	手話通訳設置事業 (人/年)	1	1	1	1	1	1	1	1

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、講演会・イベント等も増加していることから、令和4年度実績よりも派遣事業の利用は増加すると見込む。</p> <p>※コロナ前の平成31年度が手話通訳者派遣244件、筆記筆記者派遣49件であったため、令和8年度に合計250件に回復すると見込む。</p> <p>事業については、障がいのある人の意思疎通の向上を図る必要があることから、担い手となる手話奉仕員の養成研修を実施し、制度周知に取り組むとともに、手話通訳者等の派遣が困難な状況にも対応できるよう、遠隔手話サービスも併せて運用します。また、障がいのある人の社会参加の促進に向け、市が主催する講演会等における手話通訳・要約筆記者の派遣を積極的に実施します。</p>
--------------------	---

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。	件/年	210	230	250
手話通訳者設置事業		人/年	1	1	1

⑥日常生活用具給付事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
日常生活用具給付等事業	利用件数(件/年)	1,396	1,321	1,415	1,331	1,322	1,345	1,322	1,362
介護訓練支援用具	利用件数(件/年)	2	2	1	3	2	4	2	5
自立生活支援用具	利用件数(件/年)	12	13	6	14	10	15	10	15
在宅療養等支援用具	利用件数(件/年)	25	18	14	20	12	22	12	24
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件/年)	11	12	17	13	14	15	14	16
排泄管理支援用具	利用件数(件/年)	1,346	1,273	1,375	1,278	1,284	1,285	1,284	1,298
住宅改修費	利用件数(件/年)	0	3	2	3	0	4	0	4

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	<p>年度によって件数にバラツキあるため、令和8年度では令和3年度・令和4年度の最大値から1～2割増しを見込む。</p> <p>在宅における障がいのある人の生活の質の向上に向け、利用ニーズを把握し、近隣市との連携を図りながら、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行う。</p>
--------------------	--

日常生活用具名	用具の概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いる等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。	件/年	2	3	3
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。	件/年	11	12	12
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。	件/年	16	16	17
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。	件/年	19	20	20
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。	件/年	1,420	1,465	1,510
住宅改修費	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	件/年	2	2	3

⑦手話奉仕員養成研修事業

○第6期計画の実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
手話奉仕員養成研修事業 修了者数(人/年)			10	20			16	20

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	手話奉仕員養成研修は、基礎編と入門編を隔年で行い、両方の受講を終えた方が登録できることになる。これまで隔年20人の登録を目標に掲げていることから、引き続き修了者数20人を目指し研修を実施していく。
--------------------	--

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等との交流活動を促進するため、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。	人/年		20	

⑧移動支援事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
移動支援事業	利用者数(人/年)	156	140	160	168	163	170	170	173
	延べ利用時間数(時間/年)	37,323.5	42,000	36,950	44,500	38,653.5	44,600	45,000	44,700

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、外出機会等も増加していることから、令和5年度の利用時間数が2割弱増加する見込みであるため、令和8年度は令和5年度実績から2,000時間増の47,000時間と見込み、人数も毎年5人利用者が増加すると見込む。事業については、引き続き相談支援専門員等と連携し、サービスの目的に応じた利用促進を図っていく。
--------------------	---

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。	人/年	175	180	185
		時間/年	45,600	46,200	47,000

⑨ 地域活動支援センター事業

○第6期計画の実績

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
地域活動 支援センター	自市町村分	(箇所)	3	3	3	3	3	3	3	3
		利用者数(人/年)	60	70	60	71	62	71	62	72
	他市町村分	(箇所)	4	4	3	4	4	5	4	6
		利用者数(人/年)	5	6	12	7	8	8	8	9

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用者数は減少しているが、地域活動支援センターは就労以外の居場所として需要があるため、令和8年度に利用者数83人（市内：70人、市外13人）と見込む。</p> <p>事業については、利用ニーズを把握し、近隣市との連携を図りながら、引き続き市内・市外の地域活動支援センターを利用できるよう取り組んでいく。</p>
--------------------	---

区分	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内実施箇所数	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。	箇所	3	3	3
市内実利用者数		人/年	64	67	70
市外実施箇所数		箇所	4	5	6
市外実利用者数		人/年	10	11	13

(2) 任意事業

○第6期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
訪問入浴サービス事業	(回/年)	102	170	91	185	152	190	152	195
更生訓練給付事業	(人/年)	38	34	54	36	50	39	53	42
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	(回/年)	1	0	1	1	1	1	1	2
文化芸術活動振興事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業	(人/年)	26	32	21	32	22	33	22	33
自動車運転免許取得費助成事業	(人/年)	1	2	3	2	2	2	0	2
自動車改造費助成事業	(人/年)	0	2	0	2	0	2	0	2
日中一時支援事業	(人/年)	37	50	48	52	40	53	41	54
	(回/年)	1,696	1,800	1,811	1,920	2,478	1,955	2,500	1,990
生活訓練等事業	(人/年)	187	200	199	205	222	208	222	210
	(回/年)	1,095	1,450	1,419	1,470	1,408	1,480	1,408	1,490

○第7期計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	<p>任意事業については、障がいのある人等の日常生活、社会生活における自立した生活が行えるよう、必要な事業を実施するとともに、適切なサービス提供ができるよう事業の周知を図り、利用促進に努める。※以下特徴的なものを記載</p> <p>○訪問入浴サービス事業 新型コロナウイルス感染症拡大により利用自粛があったが、令和8年度は令和5年度計画値の水準（195回/年）まで戻ってくると見込む。</p> <p>○更生訓練給付事業 新型コロナウイルス感染症拡大時に、在宅支援が認められたこともあり、計画値を超える利用となっているため、令和8年度は60人/年と見込む。</p> <p>○スポーツ・レクリエーション活動支援事業 新型コロナウイルス感染症を機に、「ふれあい市民運動会」の事業の見直しをしましたが、障がい者団体・利用者のアンケート調査等から、事業実施の希望が多く出されていたため、今後障がいの有無に関わらず交流できるイベントなど実施主体も含め研究する。</p> <p>○文化芸術活動振興事業 毎年12月に、「障がい児・者作品展」を実施していますので、引き続き実施にあたり支援していくとともに、芸術作品等の発表機会を創出していく。</p> <p>○日中一時支援事業 障がいのある人を支援している家族の一時的な休息を目的に実施しており、令和4年度の利用回数は大きく増加しているため、令和8年度は令和4年度実績を踏まえ実利用者数：45人/年、利用回数2,600回数で見込む。</p> <p>○生活訓練等事業 障がい児機能訓練の利用者は年々増加しており、令和8年度は令和4年度実績を踏まえ実利用者数：235人/年、利用回数は月平均利用回数に乗じた1,490回数で見込む。今後も利用希望の増加は見込まれるため、利用ニーズを踏まえ、障がい児支援サービス提供事業所や、相談支援専門員等関係機関等と連携し、円滑な事業実施に努める。</p>
--------------------	---

サービス名	サービスの概要	単位	第7期計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	回/年	170	182	195
更生訓練給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。	人/年	52	56	60
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がいのある人等がスポーツに触れる機会を提供するための環境の整備や必要な支援を行います。		実施	実施	実施
文化芸術活動振興事業	障がいのある人等の文化芸術活動を振興するため、障がいのある人等の作品展など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。		実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳等により、行政情報等、障がいのある人が地域生活をするうえで、必要度の高い情報等を提供します。	人/年	23	24	25
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。	人/年	2	2	2
自動車改造費助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。	人/年	2	2	2
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。	人/年	42	43	45
		回/年	2,520	2,560	2,600
生活訓練等事業	障がいのある児童の生活の質的向上を図るため、日常生活に必要な訓練や指導等を行います。	人/年	225	230	235
		回/年	1,430	1,460	1,490